第4章

気候関連等に関する設例を追加
「財務諸表における不確実性に関する開示―設例」の概要

【この章のエッセンス】

- 財務諸表における不確実性に関する開示について、現行のIFRS会計基準を適用して企業が直面する不確実性を適切に財務諸表に開示する方法を示した設例を追加している。
- 気候変動リスクのみならずその他の不確実性にも適用されるガイダンスが提供されている。

はじめに

2025年11月、IASBは「財務諸表における不確実性に関する開示」(以下、「不確実性に関する開示」という)を公表した。企業のサステナビリティ情報開示に対する投資家の情報ニーズの高まりとともに、それらの情報が財務諸表で開示される情報と一貫性を持つことが求められている。

IASBはサステナビリティ情報開示や財務諸表を含む一般目的財務報告のなかで報告される情報の一貫性や情報の十分性に対する利害関係者の懸念に対処すべく2023年からプロジェクトを開始した。

今回公表された不確実性に関する開示は、IFRS会計基準を追加または変更するものではなく、各基準書に付属している設例が追加されている。具体的には、IFRS7号「金融商品：開示」、IFRS18号「財務諸表における表示及び開示」、IAS1号「財務諸表の表示」、IAS8号「財務諸表の作成基礎」、IAS36号「資産の減損」、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に付属する設例が追加されている。

これらの設例は基準の一部を構成するものではなく、発効日や経過措置は定められていない。追加された設例によって、重要性の判断を変更する、または新たなインサイトを得たことで従来の開示を変更する可能性があるかもしれない。そのような場合においては、アジェンダ決定による会計方針の変更と同様、企業には従来行っていた財務諸表における開示を変更するための十分な時間が与えられているが、「十分な時間」がどの程度の期間かは示されておらず、各企業は事実と状況に応じて判断する必要がある(IFRS18号BC451項、IAS1号BC130項)。

不確実性に関する開示で追加された設例は、気候変動に関する不確実性を取り扱っているが、IASBの意図は、追加された設例が気候変動だけでなく不確実性全般に対応してIFRS会計基準の開示要求事項を適用するための原則を提供することであった。

したがって、企業は識別したリスク(不確実性)に関して、これらの設例で示されたIFRS会計基準の適用方法を確認し、企業を取り巻く不確実性がどのように財務諸表に影響を及ぼしているかについて、財務諸表利用者が理解するための十分な情報を開示することが求められる。このことは、企業に新たにリスク評価プロセスの見直しを求めているわけではなく、すでに構築されているプロセスのなかで識別された不確実性に対応して財務諸表における開示を検討することが意図されていると思われる。

財務諸表には重要性がある情報が開示され、重要性がない情報によって重要性がある情報が覆い隠されてはならない。不確実性に関する開示で追加された設例のなかでは重要性の判断をどのように行使するかについても説明されている。重要性の判断の行使方法については、実務記述書2号「重要性の判断の行使」で示さ